筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和 50 年４月１日
条例第２号

改正　昭和54年６月20日条例第３号　昭和56年３月28日条例第２号
昭和61年３月25日条例第１号　平成４年４月１日条例第２号
平成６年３月31日条例第３号　平成15年３月28日条例第６号
平成15年10月24日条例第11号　平成17年３月28日条例第１号
平成19年２月27日条例第１号　平成20年２月15日条例第１号
平成21年２月27日条例第３号　平成21年２月27日条例第５号
平成24年２月16日条例第２号　平成25年７月23日条例第６号
平成29年２月23日条例第４号　平成30年２月26日条例第１号
令和２年２月19日条例第３号　令和３年５月７日条例第２号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 203 条及び第 203 条の２の規定に基づき、次の各号に掲げる特別職の職員並びに議会の議員（以下「特別職の職員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

（１）　管理者
（２）　副管理者
（３）　議長
（４）　副議長
（５）　議員
（６）　監査委員
（７）　行政不服審査会委員
（８）　産業医
（９）　筑西広域メディカルコントロール協議会委員
(10)　筑西広域メディカルコントロール協議会専門部会委員
(11)　前各号に掲げるもの以外の特別職の職員等

（管理者等の報酬）

第２条　管理者及び副管理者（以下「管理者等」という。）の報酬は、別表第１に掲げる額とする。

（議会の議員の議員報酬）

第３条　議会の議長、副議長及び議員（以下「議会の議員」という。）の議員報酬は、別表第２に掲げる額とする。

（報酬の支給方法）

第４条　管理者等及び議会の議員には、その職についた当月から月割計算により報酬を支給し、任期満了、辞職、失職、死亡によりその職を離れたときは、その当月までを月割計算により報酬を支給する。ただし、どのような場合であっても重複して報酬を支給しない。

２　前項に規定する以外の支給方法については、一般職の職員の例による。

（監査委員等の報酬）

第５条　第１条第６号から第 11 号に掲げる者の報酬は、別表第３に掲げる額とする。

（費用弁償）

第６条　特別職の職員等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として別表第４に掲げる旅費を支給する。

２　議会の議員が招集に応じて議会の会議､議会の委員会又は筑西広域市町村圏事務組合会議規則(昭

和 56 年議会規則第１号）第 74 条の規定による協議又は調整を行うための場に出席したときは、費用弁償として１日につき 3,000 円を支給する。

（費用弁償の支給方法）

第７条　特別職の職員等の旅費の支給方法は、一般職の職員の旅費支給の例による。

（委任）

第８条　この条例の実施に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、旅費に関する規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

（筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止）

２　筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 45 年組合条例第３号）は、これを廃止する。

（日当に関する特例）

３　管理者等の旅費のうち、日当については、当分の間、第７条及び別表第４の規定にかかわらず、県内の旅行については１日につき 1,250 円、県外の旅行については１日につき 2,500 円を支給する。ただし、日帰りの旅行に伴う日当については支給しない。

附　則（昭和 54 年６月 20 日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 56 年３月 28 日条例第２号）

この条例は、筑西広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約（昭和 56 年規約第１号）の施行の日から施行する。

附　則（昭和 61 年３月 25 日条例第１号）

この条例は、昭和 61 年４月１日から施行する。

附　則（平成４年４月１日条例第２号）

１　この条例は、平成４年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の別表第４の規定は、この条例の施行日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附　則（平成６年３月 31 日条例第３号）

１　この条例は、平成６年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の別表第４の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附　則（平成 15 年３月 28 日条例第６号）

この条例は、平成 15 年４月１日から施行する。ただし、旅費に関する規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

附　則（平成 15 年 10 月 24 日条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、平成 15 年 10 月１日から適用する。

附　則（平成 17 年３月 28 日条例第１号）

この条例は、平成 17 年４月１日から施行する。

附　則（平成 19 年２月 27 日条例第１号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成 19 年４月１日から施行する。

（報酬及び費用弁償に関する経過措置）

２　この条例の施行の際現に在職する収入役及び副収入役に係る報酬及び費用弁償並びに収入役に相当する費用弁償を支給する議員の費用弁償については、第１条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定にかかわらず、従前の例による。

附　則（平成 20 年２月 15 日条例第１号）

この条例は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　則（平成 21 年２月 27 日条例第３号）

この条例は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則（平成 21 年２月 27 日条例第５号）

この条例は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則（平成 24 年２月 16 日条例第２号）

この条例は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則（平成 25 年７月 23 日条例第６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 29 年２月 23 日条例第４号）

この条例は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則（平成 30 年２月 26 日条例第１号）

この条例は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則（令和２年２月 19 日条例第３号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年５月７日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、令和３年５月 11 日から適用する。

別表第１（第２条関係）

職名	報酬年額
管理者	70,000 円
副管理者	60,000 円

別表第２（第３条関係）

職名	議員報酬年額
議長	60,000 円
副議長	50,000 円
議員	45,000 円

別表第３（第５条関係）

職名	区分	報酬額
監査委員	日額	5,000 円
行政不服審査会委員	日額	5,000 円
産業医	月額	80,000 円
筑西広域メディカルコントロール協議会委員	日額	5,000 円
筑西広域メディカルコントロール協議会専門部会委員	日額	5,000 円
前各項に掲げるもの以外の特別職の職員等	予算の範囲内で管理者が定める額	

別表第４（第６条関係）

職名	鉄道賃	船賃	車賃（１kmにつき）	日当（１日につき）	宿泊料（１夜につき）	
					県内	県外
			円	円	円	円
管理者	実費	実費	37	2,500	12,000	13,000
副管理者	同上	同上	37	2,500	12,000	13,000
議長	同上	同上	37	2,500	12,000	13,000
副議長	同上	同上	37	2,500	11,000	12,000
議員	同上	同上	37	2,500	11,000	12,000
監査委員	同上	同上	37	2,500	11,000	12,000
行政不服審査会委員	同上	同上	37	2,500	11,000	12,000
産業医	同上	同上	37	2,500	11,000	12,000
筑西広域メディカルコントロール協議会委員	同上	同上	37	2,500	11,000	12,000
筑西広域メディカルコントロール協議会専門部会委員	同上	同上	37	2,500	11,000	12,000
前各項に掲げるもの以外の特別職の職員等	同上	同上	37	2,500	11,000	12,000